

札幌市中小企業融資制度要綱

目次

第1章 総則	1
第2章 一般中小企業振興資金	6
第1節 産業振興資金（短期サポート特別枠）	6
第2節 札幌みらい資金	7
第3節 小規模事業資金	8
第4節 小口資金	9
第5節 景気対策支援資金	10
第6節 経営力強化支援資金	11
第7節 新型コロナ対応サポート資金	12
第8節 新型コロナウイルス緊急資金	14
第3章 特別資金	16
第1節 事業革新支援資金	16
第2節 大型設備投資支援資金	18
第3節 創業・雇用創出支援資金	19
第4節 職域接種促進資金	21
附則	23
別表	24
様式集	

目次

第1章 総則（第1条－第13条）

第2章 一般中小企業振興資金

第1節 産業振興資金（第14条－第16条）

第2節 札幌みらい資金（第17条－第19条）

第3節 小規模事業資金（第20条－第22条）

第4節 小口資金（第23条－第25条）

第5節 景気対策支援資金（第26条－第29条）

第6節 経営力強化支援資金（第30条－第33条）

第7節 新型コロナ対応サポート資金（第34条－第38条）

第8節 新型コロナウイルス緊急資金（第39条－第43条）

第3章 特別資金

第1節 事業革新支援資金（第44条－第46条）

第2節 大型設備投資支援資金（第47条－第49条）

第3節 創業・雇用創出支援資金（第50条－第54条）

第4節 職域接種促進資金（第55条－第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 市長は、札幌市中小企業振興条例（平成19年条例第53号）の定めにより、市内中小企業者等の事業活動に必要な資金供給の円滑化を図り、その経営基盤の強化を促進し、健全な発展と振興に資することを目的として、札幌市中小企業融資制度（以下「本制度」という。）を設ける。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 資本金の額（出資の総額）が 3 億円（小売業又はサービス業を営む者にあつては 5,000 万円、卸売業を営む者にあつては 1 億円、別表 1 に掲げる事業を営む者にあつてはその業種ごとに同表に掲げる額）以下の会社
 - イ 常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を営む者にあつては 50 人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては 100 人、別表 1 に掲げる事業を営む者にあつてはその業種ごとに同表に掲げる数）以下の会社又は個人
 - ウ 常時使用する従業員の数が 300 人以下の医業を主たる事業とする法人
- (2) 中小企業者等

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）若しくは商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく組合で当該組合員の 2 分の 1 以上が市内において事業を営んでいる者又は中小企業者
- イ 常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を営む者にあつては 50 人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては 100 人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の規定による。以下、同じ。）

(3) 小規模企業者

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項に規定する者とする。

(4) 小規模事業者等

中小企業者等のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 資本金の額（出資の総額）が 1,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあつては 5 人）以下の会社又は個人
- イ 事業協同小組合、組合員の数が 20 人以下の企業組合又は常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合であつて、当該組合員の 2 分の 1 以上が本市において事業を営んでいる者
- ウ 常時使用する従業員の数が 20 人以下の医業を主たる事業とする法人
- エ 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を営む者にあつては 5 人）以下の特定非営利活動法人

(5) 札幌圏

札幌市、小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市及び当別

町とする。

(融資対象)

第3条 融資の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者等とする。ただし、第5条に規定するそれぞれの資金について、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 市内において事業を営んでいること。
- (2) 借入金の返済が確実であると認められること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。前条第2項アに該当する者にあつては、北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- (5) 事業に係る許認可等を受けていること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者ではないこと。

(資金使途)

第4条 資金使途は、運転資金と設備資金（設備資金には、設備取得に係る諸費用を含めることができる。）に限り、生活資金、投機資金等は対象としない。

2 設備資金における設備は、関係法令等を遵守しているもので、設置場所等は市内とする。ただし、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(融資の種類)

第5条 本制度による融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般中小企業振興資金
 - ア 産業振興資金
 - イ 札幌みらい資金
 - ウ 小規模事業資金
 - エ 小口資金
 - オ 景気対策支援資金
 - カ 経営力強化支援資金

キ 新型コロナ対応サポート資金

ク 新型コロナウイルス緊急資金

(2) 特別資金

ア 事業革新支援資金

イ 大型設備投資支援資金

ウ 創業・雇用創出支援資金

(申請手続)

第6条 本制度により融資を受けようとする者は、資金ごとに定める受付機関に申請を行うものとする。

2 前項の申請に際しては、所定の様式による申請書に関係書類を添付して提出するものとする。

(調査)

第7条 受付機関は、提出された申請書に基づき、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて前条第1項の申請を行った者に経営指導を行うものとする。

(指定金融機関)

第8条 市長は、本制度の融資を取り扱う金融機関（以下「指定金融機関」という。）を別表2のとおり指定する。ただし、第5条に規定するそれぞれの資金について、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(財政上の措置)

第9条 市長は、本制度の融資に必要な資金を確保するため、別に定める「札幌市中小企業融資制度の金利等の運用方針」により、毎年度予算の範囲内において指定金融機関に預託を行うものとする。

2 その他、市長は、資金の目的に応じ、予算の範囲内において、信用保証料の補給、利子補助、損失補償等を行うことができるものとする。

(指定金融機関の責務)

第10条 指定金融機関は、本制度の持つ公共的使命の重みを常に認識し、本市の中小企業振興対策に協力するとともに、健全な業務運営に努めるものとする。

- 2 指定金融機関は、本制度による融資に当たり、前条の規定により市長から預託される資金を基礎として、その一定倍率以上の融資残高を維持し、迅速かつ適正に融資を行うものとする。
- 3 指定金融機関は、本制度による融資について、他の融資と明確に区分して処理しなければならない。
- 4 指定金融機関は、毎月の融資及び償還状況について、様式1、様式2、様式4、様式5及び様式9により翌月20日までに市長に報告しなければならない。
- 5 申込中小企業者等が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者等に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付けたものはこの限りではない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(保証人)

第11条 保証人は、法人は必要に応じて要、個人は不要とし、別に定める場合を除き、原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。

(融資の特例)

第12条 市長は行政上の必要により、この要綱(この要綱に基づく規程を含む。)の規定によることが適当でないと認めるときは、資金の目的、融資対象、融資条件及び申請手続等について臨時的に措置することができる。

(検査及び報告)

第13条 市長は、必要に応じて本制度が適切に利用されているかを指定金融機関及び借受者に対し、検査又は指示をすることができる。

- 2 指定金融機関及び借受者は、市長が実施する検査又は指示に従うとともに、必要な報告を求められたときは速やかに応じるものとする。

第2章 一般中小企業振興資金

第1節 産業振興資金

(目的)

第14条 本市の産業において重要な地位を占める中小企業者等に対し、事業活動に必要な運転資金及び設備資金の融資の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化及び事業拡張を支援することを目的とする。

また、融資期間が1年以内の短期運転資金を必要とする中小企業者等の負担軽減を図るため、「短期サポート特別枠」を設定する。

(融資対象)

第15条 中小企業者等とする。

(融資条件)

第16条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2億円 ただし、「短期サポート特別枠」は5,000万円とする。
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金 ただし、「短期サポート特別枠」は運転資金のみとする。
(3) 融資期間	運転資金7年以内（据置2年以内） 設備資金12年以内（据置2年以内） ただし、「短期サポート特別枠」は1年以内とする。
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年2.00%以内 ただし、「短期サポート特別枠」は年1.70%以内とする。
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第2節 札幌みらい資金

(目的)

第17条 札幌市産業振興ビジョン改定版における重点分野である「観光」「食」「環境（エネルギー）」「健康福祉・医療」「IT・クリエイティブ」に関連する事業を行う中小企業者等又は女性の職業生活における活躍等を推進するための取り組みを行う中小企業者等に対し、資金調達の円滑化を図るとともに、企業活動の促進を通じて、札幌経済の活性化に資することを目的とする。

(融資対象)

第18条 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

- (1) 「観光」「食」「環境（エネルギー）」「健康福祉・医療」「IT・クリエイティブ」に関連する事業を営んでいる、又はこれから営もうとする者
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の認証（ステップ2以上）を取得した者

(融資条件)

第19条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2億円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	運転資金 7年以内（据置2年以内） 設備資金 15年以内（据置2年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.50%以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第3節 小規模事業資金

(目的)

第20条 経営基盤が脆弱な小規模事業者等に対し、長期低利の資金を無担保で融資することにより、資金調達の円滑化及び返済負担の軽減を図り、経営の安定に資することを目的とする。

(融資対象)

第21条 小規模事業者等とする。

(融資条件)

第22条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	1,500万円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	7年以内（据置1年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.00%以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	原則として無担保扱いとする。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第4節 小口資金

(目的)

第23条 経営環境などの変化による影響を受けやすい小規模企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、経営の安定に資することを目的とする。

(融資対象)

第24条 信用保証協会の小口零細企業保証制度を利用する小規模企業者とする。

(融資条件)

第25条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2,000万円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	10年以内（据置1年以内） ただし、手形貸付は1年以内、手形割引は6ヶ月以内とする。
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.30%以内
(6) 信用保証	信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	原則として無担保扱いとする。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第5節 景気対策支援資金

(目的)

第26条 取引先等の再生手続等の申請、災害、全国的に業況の悪化している業種に属している、又は取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金を供給し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図ることを目的とする。

(融資対象)

第27条 信用保証協会の経営安定関連保証制度を利用する中小企業者等とする。

(融資条件)

第28条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	5,000万円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	10年以内（据置2年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	融資期間5年以内：年1.30%以内 融資期間10年以内：年1.50%以内
(6) 信用保証	信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

(保証料補給)

第29条 市長は、中小企業者等が信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の4分の1以内を補給する。

第6節 経営力強化支援資金

(目的)

第30条 金融機関及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条に規定する認定経営革新等支援機関（以下、「認定経営革新等支援機関」という。）と連携し、事業計画の策定等経営改善に取り組む中小企業者等に対し、必要な資金を供給し、経営力強化を図ることを目的とする。

(融資対象)

第31条 信用保証協会の経営力強化保証制度を利用する中小企業者等とする。

(融資条件)

第32条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	1億円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	運転資金5年以内（据置1年以内） 設備資金7年以内（据置1年以内） ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内とする。
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.30%以内
(6) 信用保証	信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

(保証料補給)

第33条 市長は、中小企業者等が信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の2分の1以内を補給する。

第7節 新型コロナ対応サポート資金

(目的)

第34条 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金を供給し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図ることを目的とする。

(融資対象)

第35条 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる者
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者（経営安定関連保証4号を利用する場合）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた者（危機関連保証を利用する場合）

(融資条件)

第36条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	5,000万円
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	10年以内（据置3年以内） ただし、危機関連保証を利用する場合は、据置2年以内とする。
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.00%以内
(6) 信用保証	信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。

(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）
(9) 取扱期間	令和3年4月1日から令和3年12月31日

（保証料補給）

第37条 市長は、中小企業者等が信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の2分の1以内を補給する。

（認定書）

第38条 市長は、中小企業者等から第35条第1号に規定する融資対象に該当することの認定申請を受け、その申請内容が妥当と認められるときは、中小企業者等に対し、認定書を発行するものとする。

第8節 新型コロナウイルス緊急資金

(目的)

第39条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の緊急の資金需要に応じるため、緊急貸付を行うことを目的とする。

(融資対象)

第40条 次のいずれにも該当する中小企業者等

- (1) 本資金の申込と同時に新型コロナ対応サポート資金の融資申請を行う者。
- (2) 新型コロナ対応サポート資金の融資申請を指定金融機関に受理され、指定金融機関の稟議により信用保証協会へ保証依頼をすることが決定された者。

(融資条件)

第41条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	500万円 ただし、同時に融資申請を行う新型コロナ対応サポート資金の融資額の4分の1以内とする。
(2) 資金使途	運転資金
(3) 融資期間	10年以内（据置3年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.00%以内
(6) 信用保証	無し
(7) 担保	原則として無担保扱いとする。
(8) 受付機関	指定金融機関のうち、市長と本資金に係る損失補償契約を締結した金融機関（原則として、札幌市内各店舗）
(9) 取扱期間	令和2年4月21日から令和3年12月31日
(10) その他	新型コロナ対応サポート資金の保証承諾を待たずに、速

	やかに融資実行を行うものとする。
--	------------------

(損失補償)

第 42 条 この資金の融資を受けた者がその債務を履行しない場合、市長は契約の定めるところに従い、指定金融機関にその貸付元金及び利子を補償する。

(利子補給)

第 43 条 市長は、融資実行日から 3 年間、中小企業者等が指定金融機関に対して支払わなければならない利子の全額を補給する。

第3章 特別資金

第1節 事業革新支援資金

(目的)

第44条 成長が見込まれる新事業や新分野への進出、事業活動の継続のために必要な経営の承継等に取り組む中小企業者等に対し、資金調達の円滑化を図り、事業活動の活性化及び事業承継の促進に資することを目的とする。

(融資対象)

第45条 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

- (1) 新規性、技術性又は独創性を有する事業に取り組む者
- (2) 成長の見込まれる新分野への進出を目指す者
- (3) 商店街等の活性化に資する事業に取り組む者
- (4) 海外への販路拡大又は海外拠点の設置若しくは拡張に取り組む者。ただし、市内において設備や雇用の減少を伴う事業縮小を行わないものとする。
- (5) 事業引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関などの支援を受け、事業承継に取り組む者。ただし、事業承継に伴い、株式や事業用資産等の取得など、事業活動の継続のために不可欠な多額の費用を要する事由が生じている中小企業者の代表者及び信用保証協会の特定経営承継準備関連保証の対象となる、事業を営んでいない個人を含むものとする。

(融資条件)

第46条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	2億円
(2) 資金使途	前条各号の取り組みに伴い必要とする運転資金及び設備資金 ただし、前条第4号に規定する設備投資の場合は、その設置場所等を海外とすることができる。 また、前条第5号に規定する株式取得資金の場合は、設備資金として取り扱い、その設置場所等を市外とすることができる。

(3) 融資期間	<p>運転資金 7 年以内（据置 2 年以内）</p> <p>設備資金 15 年以内（据置 2 年以内）</p>
(4) 返済方法	<p>割賦返済</p> <p>ただし、融資期間 1 年以内の場合は、一括返済とすることができる。</p>
(5) 融資利率	年 1.10% 以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第 2 節 大型設備投資支援資金

(目的)

第 47 条 大型の設備投資を行う中小企業者等に必要な資金を供給し、生産拡大及び高付加価値化を促進することを目的とする。

(融資対象)

第 48 条 札幌圏において、設備投資額が 5,000 万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等とする。ただし、それらの設備を札幌市以外の札幌圏に設置する場合は、市内において設備や雇用の減少を伴う事業縮小を行わないものとする。

(融資条件)

第 49 条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	5 億円
(2) 資金使途	設備資金 ただし、設備の設置場所等は札幌圏とすることができる。
(3) 融資期間	15 年以内（据置 2 年以内） ただし、設置場所が大谷地流通業務団地内及び市内工業団地内の場合、融資期間を 20 年以内（据置 2 年以内）とすることができる。
(4) 返済方法	割賦返済
(5) 融資利率	年 1.10% 以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	指定金融機関（原則として、札幌市内各店舗）

第3節 創業・雇用創出支援資金

(目的)

第50条 市内で創業する者及び創業後間もない者、又は雇用の創出に寄与する者に対し、必要な資金を融資することによって、意欲のある中小企業者等の経営の安定及び向上を支援し、もって経済の活性化及び新規雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(融資対象)

第51条 市内で創業する者及び創業後5年未満の者、又は市内で1名以上雇用の創出を行った中小企業者等とする。

(融資条件)

第52条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	5,000万円 ただし、創業する者（創業から3ヶ月以内を含む。）は、必要額の9割以内とする。
(2) 資金使途	運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	10年以内（据置2年以内）
(4) 返済方法	割賦返済
(5) 融資利率	年1.10%以内
(6) 信用保証	必要により信用保証協会の保証付とする。
(7) 担保	必要により担保を徴する。
(8) 受付機関	札幌中小企業支援センター【(一財)さっぽろ産業振興財団】

(保証料補給)

第53条 市長は、中小企業者等が信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の4分の1以内を補給する。

(融資のあっせん及び実行報告)

第54条 市長は、申請の内容が妥当と認められるときは、指定金融機関に対し、融資のあっせんを行うものとする。

2 市長は、前項に規定する融資のあっせんを、法人その他の団体に委託して行わせることができる。

3 第1項及び第2項の規定により、融資のあっせんを受けた指定金融機関は、融資を実行した後、速やかに様式8により市長又は法人その他の団体に報告しなければならない。

4 市長は、指定金融機関から融資の実行についての報告を受けた法人その他の団体に対して、必要な報告を求めることができる。

第4節 職域接種促進資金

(目的)

第55条 厚生労働省が示す新型コロナワクチンの職域接種を実施する中小企業者等に対し、資金調達の円滑化を図り、ワクチン接種の促進を図ることで経済活動の活性化に資することを目的とする

(融資対象)

第56条 厚生労働省が示す新型コロナワクチンの職域接種を実施する中小企業者等とする。なお、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人及び学校法人等であっても厚生労働省に職域接種の申請を行い、登録を受けることができる場合には、融資対象とすることができる。

(融資条件)

第57条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額	5,000万円
(2) 資金使途	前条の取り組みに伴い必要とする 運転資金及び設備資金
(3) 融資期間	1年以内（据置1年以内）
(4) 返済方法	割賦返済 ただし、一括返済とすることができる。
(5) 融資利率	年1.00%以内
(6) 信用保証	無し
(7) 担保	原則として無担保扱いとする。
(8) 受付機関	指定金融機関のうち、市長と本資金に係る損失補償契約を締結した金融機関（原則として、札幌市内各店舗）
(9) 取扱期間	令和3年6月21日から令和4年3月31日

(損失補償)

第58条 この資金の融資を受けた者がその債務を履行しない場合、市長は契約の定めるところに従い、指定金融機関にその貸付元金及び利子を補償する。

(利子補給)

第 59 条 市長は、融資実行日から 1 年間、中小企業者等が指定金融機関に対して支払わなければならない利子の全額を補給する。

附 則

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が関係機関と協議して定める。
- 2 この要綱は、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。

別表 1

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員の数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人

※ 本表は、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 2 項の規定による。

別表 2

資金名	指定金融機関
一般中小企業振興資金 産業振興資金 札幌みらい資金 小規模事業資金 小口資金 景気対策支援資金 経営力強化支援資金 新型コロナ対応サポート資金 新型コロナウイルス緊急資金	みずほ銀行 北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 青森銀行 みちのく銀行 秋田銀行 七十七銀行 第四北越銀行 北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 苫小牧信用金庫 北門信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫 渡島信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫
特別資金 事業革新支援資金 大型設備投資支援資金 創業・雇用創出支援資金 職域接種促進資金	留萌信用金庫 北星信用金庫 大地みらい信用金庫 遠軽信用金庫 北央信用組合 札幌中央信用組合 空知商工信用組合 ウリ信用組合 商工組合中央金庫 いずれも、原則として、札幌市内の各店舗